



# 島根県報

令和6年10月15日（火）

第 5 5 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	（環 境 政 策 課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（        ”        ）	3

### 【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	5
------------------------	-----------	---

## 告 示

### 島根県告示第622号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和6年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 形質変更時要届出区域  
浜田市下府町388番3の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

### 島根県告示第623号

まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年12月26日 公表  
令和6年5月10日 変更  
令和6年10月3日 変更

まあじに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量  
20,000トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	18,600トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

### 島根県告示第624号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない出雲ドーム東店 島根県出雲市平野町300他

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 島根県出雲市平野町27-2 他

(変更後) 島根県出雲市平野町300他

## (4) 変更の年月日

平成29年9月5日

## 2 届出年月日

令和6年10月2日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課(出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第625号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年10月15日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない出雲ドーム東店 島根県出雲市平野町300他

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

## (3) 変更しようとする事項

## ア 荷さばき施設の位置

ペットパーク荷さばき施設

(変更前) 建物西側

(変更後) 建物東側

コンビニエンスストア荷さばき施設

(新設) 建物南側

## イ 廃棄物等の保管施設の位置

ペットパーク廃棄物等の保管施設

(変更前) 建物西側

(変更後) 建物東側

コンビニエンスストア廃棄物等の保管施設

(新設) 建物西側

## ウ 駐輪場の位置

ハウジングランドいない駐輪場

(変更前) 建物北東側

(変更後) 建物東側

ペットパーク駐輪場

(変更前) 建物東側

(変更後) 建物北西側

## エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所

(変更後) 5か所(東側敷地の北側に新設)

## オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ハウジングランドいない: 午前7時30分から午後8時まで

ペットパーク : 午前7時30分から午後8時まで

(変更後) ハウジングランドいない: 午前7時30分から午後8時まで

ペットパーク : 午前7時30分から午後8時まで

コンビニエンスストア : 24時間

## カ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) ハウジングランドいない: 午前7時から午後8時30分まで

ペットパーク : 午前7時から午後8時30分まで

(変更後) ハウジングランドいない: 午前7時から午後8時30分まで

ペットパーク : 午前7時から午後8時30分まで

コンビニエンスストア : 24時間

※ 午後8時30分以降は、ハウジングランドいない・ペットパーク側の駐車場への通路は、バリカーチェーン等で出入り制限を行う

## キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) ハウジングランドいない: 午前7時30分から午後6時まで

ペットパーク : 午前7時30分から午後6時まで

(変更後) ハウジングランドいない: 午前7時30分から午後6時まで

ペットパーク : 午前7時30分から午後6時まで

コンビニエンスストア : 24時間

- (4) 変更する年月日  
令和7年1月30日
- 2 届出年月日  
令和6年10月2日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月15日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

### 島根県公安委員会規則第9号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「燈火」を「灯火」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「燈火」を「灯火」に改め、同項第1号中「燈火」を「灯火」に、「前照燈」を「前照灯」に改め、同項第2号中「燈火」を「灯火」に、「燈色」を「橙色」に、「点燈」を「点灯」に、「尾燈」を「尾灯」に改め、同条第2項中「前照燈」を「前照灯」に、「尾燈」を「尾灯」に改める。

第15条第1号中「イヤホーン」を「イヤホン」に改め、同条第4号中「タイヤチェーンを取付ける」を「タイヤチェーンを取り付ける」に改め、同条第5号中「警光燈」を「警光灯」に、「燈火を点燈し」を「灯火を点灯し」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標若しくは車両番号標又は前号の標識（以下この号において「番号標等」という。）に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて車両（番号標等を取り付けることとされているものに限る。）を運転しないこと。

第15条第11号を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する道路交通法（昭和35年法律第105号）第120条第1項第10号の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。